

初めて要介護認定
申請をされる方へ

介護保険の認定調査について

山形市 介護保険課

認定調査とは

要介護認定の申請を受け付けると、認定調査員が対象の方のお住まいに訪問します。

認定調査では、ご本人やご家族と面談し、全国共通の調査票に基づき、身体の状態や日頃の生活の様子をうかがいます。いただいた情報は、介護の手間がどれくらいかかっているかを判断する材料にさせていただきます。危険のない範囲で実際に身体を動かしていただく項目と、聞き取りで内容を確認する項目があり、所要時間は45分～1時間程度です。

<調査日時> 平日、日中の時間帯で実施します。

申請を受け付けた後、市役所から電話し日時を調整します。

<調査場所> 自宅または生活している場所（入院先や入所先など）で行います。

<調査員> 市の認定調査員が訪問します。



お願いしたいこと

- 調査時に準備するものではありません。いつもの様子を教えてください。
- 認定調査員には、業務上知り得た秘密を守る義務が法律で課せられていますので、ありのままの状況を教えてください。
- 普段の様子を正しく把握するために、日常の様子がわかる方の同席をお願いします。
- 正しく調査を行うために、体調の安定している時に実施します。入・退院直後など、生活環境が変わった時は、1週間以上経過してから調査します。
- 発熱など体調不良の時は早めにご連絡ください。感染症予防のために、ご家族の体調不良時もお連絡ください。
- 調査対象のご本人の前では話しづらいような内容は、メモを渡して伝える、ご本人とは別室で伝えるなどの配慮をお願いします。
- 市の認定調査員は公用車で訪問します。駐車スペースの確保にご協力ください。
- 病院や施設に入院・入所している場合の調査日時は、市が病院や施設と相談します。調査には、看護師や施設職員が同席します。ご家族が希望された場合でも、病院などの感染症対策等により、同席いただけない場合がありますので、ご了承ください。

裏に続きます

認定調査でおたずねする内容

(主に、調査日までの1週間内の状況をおたずねします。)

① 基本的な身体の動き

手足の動かしにくさや関節の動く範囲が狭くなっていないか、実際に動かしていただきながら確認します。また、立ったり座ったり、寝返りなど生活していくうえで必要とされる基本的な動作を確認します。

② 日常の生活状況

移動や食べ物の飲み込み、排泄など、日常生活を維持するために必要なことを確認します。

③ 意思の伝達

思っていることを相手に伝えることができるか、直前の記憶があるか、今いる場所を理解しているかなど認知機能について確認します。

④ 精神・行動障害

被害的な行動や感情が不安定になることはないかなど、社会生活上、場面や目的から見て不適当な行動がないか確認します。

⑤ 社会生活への適応

薬の内服や金銭の管理、買い物など地域で社会生活を維持するために必要な能力や、介助の状況を確認します。

⑥ 最近受けた医療行為

医師や医師の指示に基づき看護師などが実施する医療行為の有無について確認します。



認定調査の終了後

認定調査を行った内容と主治医意見書(※)をもとに、保健、医療、福祉の専門家で構成される「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合い(要介護状態区分)が判定されます。

※主治医意見書…要介護認定の申請を受け付けた後に、市から主治医へ記載を依頼します。

【連絡先】山形市 介護保険課 認定第一係
電話 023-641-1212 内線 844・845